

# いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	年度当初に「いじめ防止等基本計画」を教員会議において周知した。	教員会議での周知に加えて、引き続き学内共有サイトへの掲載により日常的に閲覧できるようにした。	
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	年7回開催し、いじめと思われる事例について情報共有を行い、対応を検討した。	引き続き年7回委員会を開催した。	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	機構ポータルサイト内で共有されている桶谷先生の講演「今一度いじめを問う」を使用し研修を行った。	引き続き年1回以上の研修を開催した。	
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	「いじめ防止等基本計画」を教員会議において周知した。	引き続き定期的な周知及び学内共有サイトへの掲載により、いじめ対策委員会の職務内容の理解を促進した。	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	「いじめ防止等基本計画」を教員会議において周知した。	引き続き定期的な周知及び学内共有サイトへの掲載により、いじめ防止プログラムの理解を促進した。	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	「いじめ防止等基本計画」に明記している。	いじめに限らず、学生の様子が気になった場合は、学生相談室への情報提供や、学生主事団への情報提供を呼び掛けた。	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	「いじめ防止等基本計画」に明記している。	引き続き定期的な周知及び学内共有サイトへの掲載により、いじめ対策委員会の職務内容の理解を促進した。	
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	学生主事、学生相談室長を中心に学生主事補、担任、保健室と情報共有を行っている。	引き続きTeamsやグループチャットと通して、案件ごとに情報共有体制を維持した。	
9	令和6年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	年度末に「いじめ防止等基本計画」を大幅に変更した中で、令和7年度基本計画にも反映させている。	引き続きいじめ防止等対策委員会の議論を通して検証を行った。	令和7年6月実施
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	いじめを把握するアンケートを年4回実施しているアンケートの設問について、令和6年度から大幅に見直した。	引き続き項目を見直したうえで、年4回実施し、いじめ防止等対策委員会で情報共有を行った。	
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	スクールカウンセラーには、必要に応じて委員会に参加してもらっている。	引き続きスクールカウンセラーとの連携を図るとともに、いじめ防止等対策委員会の構成員とする改正を行った。	令和7年6月実施
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	7月に実施した。	引き続き年1回以上の研修を開催した。	
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	いじめに関するアンケートの中で、いじめに該当する行為を示している。	引き続き全学生に配付している「STOPいじめハズメ!」冊子にて周知し、加えていじめアンケートの質問項目でいじめの例を示した。	
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	いじめの講演会の中で、グループで話し合う時間を設けた。	いじめ防止週間において、事前に学生から標語を募集し優秀なものを公表し意識醸成につなげた。	
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	HPで周知している。また、入学式後に保護者向けに行った学生主事、学生相談室長講話の中で周知した。	引き続きホームページ等にて周知を行った。	
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	特段の事情がない限り、保護者への連絡を行っている。また、X案件における保護者向け説明会の中で本校の取組について説明している。	引き続き学級担任と連携し、被害者、加害者及びその保護者に対し、学内対応方針を伝えた。	
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	外部有識者会議での説明は出来ていない。令和7年度に「いじめ防止等基本計画」を改定したため、今後説明予定である。	外部有識者会議で説明する機会を設ける仕組みを整えた。	令和7年6月実施
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	警察に連絡が必要ないじめは発生しなかった。	最寄りの警察署に連携を図る仕組みを整えた。	令和7年6月実施